

くらしの安全安心だより

佐賀県くらしの安全安心課(佐賀県消費生活センター)

〒840-0815 佐賀市天神三丁目2-11アバンセ3階

TEL 0952-24-0999(相談専用)

佐賀県
http://www.saga.lg.jp/

春号

2014.3

賃貸物件のトラブル

春は、新しい生活をスタートさせる季節です。就職や進学、転勤などで、新しい土地に住居をかまえる方も多いと思います。マンションやアパート等、賃貸物件の契約で起こるトラブルにお気をつけください。

物件契約時のトラブル

- 契約時、キャンペーン中で、入居時の費用が**通常より13万円安くなる**との説明を受けました。この**キャンペーンは当日まで**と言われ、あわてて契約しました。自宅に戻り契約書を確認すると、部屋代の他に諸費用がかかり高額で支払えない金額になっていました。解約を申し出ましたが、**高額な違約金**を請求されています。

物件退去時(原状回復)のトラブル

- 退去した賃貸住宅の大家から、クロスや天井の傷の補修、床の掃除費用、その他の原状回復費用として**敷金以上の約26万円**を請求されています。納得できません。
- 汚さないように注意して生活していた賃貸住宅で、**壁一面にカビ**が生えたり、**近隣トラブル**に遭い、半年で退去しました。この賃貸住宅の**原状回復費用として約40万円**を請求されています。支払わないといけなのではないでしょうか。



消費生活センターからのアドバイス

- ◎ 賃貸物件の契約は、**長く付き合うことになる契約**です。好条件や、安い金額で契約できるとしても、慎重に契約しましょう。
- ◎ 原状回復費用については、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」に分かりやすく説明されています。**原状回復は、物件の状況を入居当時の状態へ回復**ということではありません。借主の不注意による物件のダメージは借主が負担することになりますが、借主の日常生活で生じた物件のダメージは貸主が負担することになります。

● 費用負担の分担例(「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」より抜粋)

貸主が負担となるもの	借主が負担となるもの
<ul style="list-style-type: none"> ■ 家具の設置跡(床やカーペットのへこみ) ■ 日照によるフローリング(畳)の色落ちやクロスの変色 ■ テレビ、冷蔵庫等の後部壁面の黒ずみ(電気焼け) ■ 専門業者によるハウスクリーニング など 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 借主の不注意によるカーペット(床)のシミやカビやへこみ、フローリングの色落ち ■ 借主が清掃を怠ったための台所等の油汚れや、風呂、トイレ、洗面台の水垢、カビ等 ■ 冷蔵庫下のサビ跡(サビを放置し、破損を与えた場合) ■ 下地ボードの取替が必要となるような釘穴やネジ穴、画鋲・ピン等の穴 など

- ◎ ただし、ガイドラインは法的に定められたものではなく、契約書の内容が優先されます。契約時に重要事項や条項、特約を必ず確認したうえで契約しましょう。

不明な点があれば、佐賀県消費生活センターにご相談ください!

アダルトサイトの不当請求にご注意！

アダルトサイトの不当請求に関する相談は、年間を通じ非常に多く、また、相談者の年齢層も広く、今年度も相談件数が増加傾向にあります。トラブルに巻き込まれないように注意しましょう。

こんな相談が寄せられています

- スマートフォンにアダルト動画が視聴できる**無料のアプリ**をダウンロードし、動画を視聴しました。後日、利用料金 30 万円を請求されました。(20代 女性)
- 小学6年生の息子が**私の携帯電話でアダルトサイトにアクセス**し、約10万円を請求されています。サイトで**“脱会”**のボタンをクリックしたら、「**自宅へ訪問し料金を請求する**」とメールが届き、怖い思いをしています。今後どうすればいいのでしょうか。(40代 女性〔契約者：10代 男性〕)
- スマートフォンで無料アダルトサイトの動画を視聴し、「**戻る**」ボタンをクリックした途端、**会員登録**になり、約10万円を請求されています。(50代 女性)
- パソコンの**無料アニメ動画サイト**で、興味本位で**アダルト系のボタン**を押したところ、約9万円の請求画面が表示されました。有料になるとは思いませんでした。(70代 男性)



消費生活センターからのアドバイス

- ◎ スマートフォンのアプリには、多くのアダルトアプリが存在します。中にはダウンロード(インストール)すると、**通知機能でアダルトサイトへの誘導**を可能にするアプリも存在します。ダウンロードは慎重に行いましょう。また、アダルトアプリやアダルトサイトでない場合でも、広告で収入を得ているものの中に**アダルトサイトのバナー広告(リンク先がアダルトサイト)**が表示されていることがあります。さらに**Twitter や YouTube から誘導**される事例も確認されています。
- ◎ 家族共有の情報端末機器(パソコン、タブレット、スマートフォン(携帯電話)、ゲーム機〔携帯型含む〕など)がある場合は、未成年者に有害なサイトの閲覧を制限できる**“ウェブフィルタリングソフト”**を導入することや、**家族でよく話し合い**インターネットの利用方法について**ルールを決めるなどの対策**を講じましょう。
- ◎ 身に覚えのない請求は無視しましょう。また、意思確認や年齢確認画面などでは、**安易に「はい」「Enter」をクリックしないように**しましょう。
- ◎ 「アダルトサイトの請求画面が貼り付いて消えない」というトラブルもあります。請求画面の削除方法については、**IPA 独立行政法人情報処理推進機構のホームページ**に掲載されています。
- ◎ 「トラブルに遭ったかも・・・」と思ったら、あわててサイト業者に連絡せずに、周りの人や、

佐賀県消費生活センターにご相談ください！



設置されているメーターは有効期限内ですか？

ご自宅に設置されている光熱水の使用量を計るメーターは、使用料に応じ料金を正確に精算するためのものです。そのため、それぞれに有効期限が設けられています。

有効期限の確認方法

電気メーター
(有効期限10年)



水道メーター
(有効期限8年)



ガスメーター
(有効期限10年)



メーターに関するQ&A

Q：自宅に設置されているメーターの有効期限が切れています。どうしたらいいのでしょうか？

A：料金請求者にメーターの交換を依頼してください。対応がない場合は、佐賀県くらしの安全安心課にご連絡ください。

Q：メーターに有効期限が『28年3月』とありますが、これは『2028年3月』のことですか？

A：いいえ、これは和暦での表記であり、『平成28年3月（2016年3月）』までということです。

Q：有効期限は和暦での表記のものしかないのですか？

A：和暦、西暦双方のものがあります。和暦か西暦か分からない場合は、佐賀県くらしの安全安心課にお問い合わせください。

Q：メーターにマーク(右図)が付いていますが、これは何ですか？

A：このマークは、国や県などの公的機関が行う検定（計量器の構造や精度、能力等が法令で定める基準に適合していることを確認する検査）に合格したメーターに付される証印です。この証印が付されていないものは、メーターとして使用できません。



何か不明な点があれば、下記にお問い合わせください。

佐賀県くらしの安全安心課 事業者指導・計量担当 ☎0952-25-7069

誰もが安心して消費生活が送れる社会を目指して

高齢化の進展、インターネット・携帯電話の普及、国際化の進展、ライフスタイルの多様化など、消費者を取り巻く社会経済環境が大きく変化している中、消費者が巻き込まれる契約トラブルの内容も複雑・多様化しています。

このため、佐賀県総合計画に「消費生活の安定向上」を掲げ、消費生活相談体制の充実、消費者教育・啓発の推進、悪質事業者に対する指導・監視の徹底など、消費者行政の充実・強化に努めています。

今後とも、「消費生活に関する契約トラブルの十分な救済と未然防止が図られ、県民の皆様が安心して消費生活を送っている」姿の実現を目指し、関係団体・市町と十分連携を深めながら、消費者行政の積極的な推進に努めてまいります。



佐賀県知事 古川康



消費生活相談



出前講座



啓発資料

佐賀県消費生活センター

消費生活相談専用電話

☎ 0952-24-0999

相談時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日も受付）

佐賀市天神3-2-11（アバンセ3階 ぐらしの安全安心課内）

※アバンセの休館日（原則月曜日、祝日の場合は翌日）は電話相談のみ。
※来所による相談は予約制です。 ※12/29～1/3 はお休みです。

Web サイト（ぐらしの情報）はこちらから

佐賀県消費生活センター **検索**



出前講座のご案内

悪質商法の対処法などについて無料の出前講座を行っています。
ぜひご利用ください。

佐賀県ぐらしの安全安心課
消費相談啓発担当
☎ 0952-25-7059



だまされないちゃん